

2014年度 第4回町田市高齢社会総合計画審議会 議事録

〔日 時〕平成26年10月3日（金）16:00～17:15

〔場 所〕町田市庁舎2階 会議室2-2

〔出席委員〕※敬称略

本間、是枝、西口、川村、小島、岩本、江川、杉本、齋藤（秀）、新沼、佐々木、伊藤、向井、湯川、横山、齋藤（節）、竹内 — 17名

〔会議の公開・非公開の別〕公開

〔傍聴者〕3人

〔次 第〕

1 開会

2 議題

第6期町田市介護保険事業計画の中間答申について

3 事務局より

パブリックコメント、市民説明会および今後の審議会について

4 閉会

[内 容]

1 開会

事務局：それでは定刻になりましたので、ただいまから第4回町田市高齢社会総合計画審議会を開始いたします。高齢者福祉課長の水嶋と申します。しばらくの間進行を務めさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに本日の配布資料を確認させていただきます。まずは次第です。次に冊子状の資料で、資料2第6期町田市介護保険事業計画（素案）の基本的な考え方です。最後に、素案を審議いただくための第1回から第3回までの審議会資料をご用意させていただいております。

すでにお送りさせていただいたものを合わせて、お手元に不足している資料等ありましたら、事務局にお知らせください。それでは、いきいき健康部長の北澤よりご挨拶させていただきます。

部長：皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第4回町田市高齢社会総合計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。10月を迎えて、来年4月のスタートまで残り半年となりました。報酬単価などまだ明確ではない部分や介護給付費の見込みなど、最終的に市民の方に影響のある保険料の算出についてはこれからというところですが、第3回までのみなさんのご意見を踏まえて、素案という形で纏めさせていただきました。このあと、市民説明会や市民の方々から意見をいただくパブリックコメントを行います。行う前の最後の審議会となりますので、時間は限られておりますが活発なご意見をお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

※事務局より、欠席者の報告があった。

事務局：次に4点、確認事項があります。1点目は前回と同様に、会議の記録を残すために録音させていただきます。2点目、会議録は事務局で取りまとめさせていただきます。確認については会長にお願いしたいと思います。3点目、本日の審議会につきましては委員の過半数が出席されていますので、会議は有効です。4点目は、本審議会は町田市審議会等の会議の公開に関する条例第3条第4項に基づいて、公開が原則となっております。本日の傍聴者は3名です。

それではこのあとの進行は本間会長にお願いします。

2. 議題

本間会長：早速、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。今日は、事前に配られている資料1が第6期町田市介護保険事業計画の素案です。当日お配りした資料2が、みなさんのご意見をお寄せ下さいという名前で、市民の方からご意見をいただくための資料です。今日ご審議いただく資料は、資料1と資料2です。最初に資料1素案を事務局から説明していただくこととなります。

これはあくまでも素案ですので、中のいくつかのデータに関してはまだ最終的に纏められていないものもあり、途中抜ける格好のものもあります。今日審議をして、みなさんからいただいた意見を改めてまとめて、2012年度から2014年度までの第5期の町田市介護保険事業計画に沿って行われた実績の達成度や、それを踏まえての町田市の介護保険を進めていく上での課題等が少し見にくい形となっていますので、改めてもう少し整理していくという格好になると思います。それを確認するために忙しい委員の方に集まっていただくことも難しいと思いますので、僭越ながら委員長一任ということで最終的にいただいたご意見の整理をさせていただこうと考えております。よろしいでしょうか。では、資料1についての説明をお願いします。

※ 事務局より資料1について説明があった。

本間会長：2番目の報告事項は、第6期の町田市の介護保険総事業費の見込みについての中間報告ですが、関連する部分がありますので、報告を頂いてからご質問等を受けたいと思います。説明をお願いします。

※事務局より資料1について説明があった。

本間会長：ありがとうございます。資料1はあらかじめお手元にお送りしていた資料ということになります。確認・質問、こういう点は盛り込むべきではないかというご指摘がありましたら、お願いします。

向井委員：あちこちに数値が出ているのですが、バランス的な感覚がよく分からない。例えば年4回というのは4半期で、どういうターゲットで充実させていくのか。どういう意味をなしているのかが見えない。下手すると、多い方がいいという風に思われて、まずいこともあるかなど。どういう目途でやっておられるかよく見えない。パブコメの時にはそういう話が出てくると思うのですが、手持ち的にだいたい何年間でどの程度という、この計画は3年間ですが。たとえば何パーセントに持っていきたいとか、例えば特養などの対象がありますが、数字がバラバラ出てきてもどういう位置づけにきているかなかなか見えないところがあります。目標そのものの数値が全国と比べてどの程度というのはいらないのですが、市としてはこの程度に持っていきたい。この程度は標準になっていますとか、3年間ではこの程度というように手持ち的にあった方がいいのではと思うのですが。

本間会長：目標というのは3年間ということではなくて、先の5年後10年後ということですか。

向井委員：5年後10年後ということではなく、市民が30万人いて高齢者が何万人いて、仮にこうであったら1パーセント位は何とかしたいとか。

本間会長：例えば5年後の町田の姿を目標にしてというイメージでしょうか。

向井委員：そうではなく、理想的な姿というのがあっていいと思います。人口が減る場合もあるのですが、例えば一番幸福なスタイルとしてはこういう形なら何パーセントとか。介護なら何パーセントか。周知徹底なら年に4回で充分でしょうか。そういうしかるべきターゲットが全部でなくてもあっていいのではと思います。

本間会長：全部についてターゲットというのは難しいと思います。何について具体的にそういうのを挙げておけばいいのか、結構微妙なところかと思います。

向井委員：3年計画・5年計画とか、いつも計画で何パーセント作って達成とかいいいますが、そもそもどういう方向に持っていきたいのか。例えば100年先とは言いませんが、道路なら人口がこうなら整備率はここが限界ですよとか。そうでないともっと欲しいもっと欲しいでは困ると思います。全てではないのですが、あってもいいのかなという感じがします。

本間会長：半分くらいは分かるのですが、半分くらいはフォローできていない気がするのですが。

竹内委員：基本施策2の社会参加の推進と介護予防の項目について、前回資料をいただいています。これをコンパクトに纏められていると思いますが、端折っているという印象があります。資料1の基本施策2のところ、第3回審議会の資料2を纏めたものなのかというところちょっと疑問を感じます。今後の取り組みとして、介護予防の推進、総合事業の実施、育成の3項目ありますが、全て3ヵ年計画で継続と検討、拡充と具体的な部分まで踏み込んでいない印象があるので、改善の余地があるのではないかと感じました。

事務局：ご指摘のありました基本施策2の主な取組みの指標・目標値ですが、漠然としている部分があると見受けられます。今回、法改正によって介護予防が大きく変わるということがすでに示されています。そのボリュームがかなり大きくて、全てを載せることが難しくなっています。そのため、重点ということで漠然とした形ではありますが、このような形で纏めさせていただきました。

本間会長：おそらく大きく変わるとすれば、厚労省自身もそれを説明するための資料を作らるので、可能であればそれを活用すればいいでしょう。

事務局：最終的な見える姿を書いた方がいいのではということですが。そもそも介護保険事業計画というものは実施計画で、具体的なことを書きなさいというのが基本です。計画論の話では、基本計画というものがないといけないのですが。従前、高齢者福祉計画というものがあったのですが、国が実施計画と一緒にしなさいといった段階で、その先のものを書くのが無くなったというのが本音です。当然、これを出すにあたってどういう形なるかということは市としてはある程度把握しています。これは実施計画であり、3年間で何をやるかを具体的に書くという書き方をしていることをご理解いただきたいと思います。

本間会長：向井委員よろしいでしょうか。竹内委員もよろしいでしょうか。

竹内委員：纏めるのは結構ですが、3回までやってきたものを踏まえての纏め方でより一般市民にも分かるやり方でやってもらえればと思います。

西口委員：基本施策2のところですが、予防の部分が総合支援事業に移行してきます。担い手の問題ですが、市としては手を引いてしまう事業者と新規参入してくる事業者、NPOや老人クラブなど、どれくらいの割合で手を引くのか、どれくらいの割合で参入してくるのか。使うのは要支援1・2の人で、今後は要介護になるリスクにある人たちです。ここのサービスが少なくなってしまうと、ある意味そのまま要介護に移行してしまう可能性もあり、市にとっても財政負担につながるようになります。現行の水準プラスアルファ位の事業者数を確保するという前提で計画されていると思いますが。

事務局：前提として、現状のサービスの低下を招かないという形での構成を考えています。当然事業所も今回の法改正によって止めてしまわないように制度請求をしていかなければならないと考えており、現行サービスの水準を保ったまま、さらにきめ細かい受け皿を作っていきたいと考えているところです。

西口委員：今のサービスの水準、規模・ボリュームは下げない。その上で、老人クラブや NPO など、今までなかなか参入しにくかったところもプラスアルファでオンすると解釈していいでしょうか。今、予防を使っている人たちの水準は下がらないと。

事務局：下げない方法で考えていきたいということです。

西口委員：要は金額の設定です。各事業者は善意でやっている訳ではないのですから。コスト・効果を考えた時に、手を引いてしまう可能性もあるわけですから。予防事業から手を引くところもあるわけですから、その辺は心配ないのかということです。

事務局：計画を作成する際に事業所調査をやった段階では、報酬が下る場合でも事業を継続して行うという事業者は7割で、意向はあるという風に見ています。報酬について新しい体制は示せない中で、意欲はあるという風に捉えています。現行サービスの水準を如何に下げずに、サービスを提供できるのかということは課題としています。実際どういう形で事業者が参入してくるのかについては、これから検討する中で追求していかなければならないと考えています。

西口委員：お願いしたいのは、確認したいのは現状のボリュームは下げないでいただきたい。問題は、前回は改定の中で予防給付ができて、受けられるサービスが少なくなってしまう人たちの所得をみると、低所得の人たちほど心理的負担が大きいという調査もあるので、非常に重要なところとなると思いますのできめ細かな対応をしてもらいたいと思います。

横山委員：2017 年度末に新事業に移行するというのですが、人口が減るより高齢者が増えていく期間がかなり続くと思いますが、12ヶ所ある高齢者支援センターの推進をしていきますというのですが、実態として市民が12ヶ所の高齢者支援センターでどの程度きめ細かい支援サービスを受けられるのか、2017 年度に市に移管されるという計画性との関連、高齢者支援センター12ヶ所で賄えるのか。3年後には高齢化がかなり進んでくるでしょうし、介護を受けざるを得ない人も増えるでしょうから、担い手も含めた体制をどういう風にお考えか。2015 年度 2016 年度どういう形でステップアップしていくのかをお聞きしたい。

事務局：高齢者支援センターの対応は今回の法改正によって、業務がかなり増えてきます。総合事業がスタートした時には総合事業を利用するケアプランを高齢者支援センターで作るということがガイドラインで示されていたり、生活支援コーディネーターという新しい役割を担う人を置くなど、高齢者支援センターが大きく変わってきます。町田市としては2017年4月スタートを目指して、介護事業所や高齢者支援センターのヒアリングを含めてこれから構築していく段階です。

本間会長：よろしいでしょうか。他に如何でしょうか。

湯川委員：一人暮らしの高齢者、要介護の高齢者等で施設に入りたい高齢者のために特養、老健施設、有料老人ホーム等を増やすことは適切だと思います。現実には、入居するための費用が高額でかかるため、希望しても経済的になかなか入ることができないという

方が多いのではないかと思います。理想としては全ての希望者がそれぞれの施設に入れることが理想ですが、できるだけ入居したくても入居できない高齢者のための支援策をより一層充実していただけたらと思います。

横山委員：別の角度からですが。これだけ高齢化が加速すると、行政に全てを依存するという形は難しいと思います。みなさん、行政はなんとかやってくれるだろうというもたれ感があると思います。孫・子どもに引き継いでいかなければならない。我々が身近で感じる啓蒙運動をすべき。町田市が、居宅介護が増えていく中で、身近な問題で我々が助けるということ子どもにも孫にも伝える運動を是非して欲しい。小中学校に講師を招いて、みんな年をとる、ましてやその親にも身近な問題として我々も責任を負っているのだと啓蒙活動・PR活動をしていただきたい。

本間会長：まさにおっしゃるとおりだと思います。改めてお気づきの点を含めて、事務局にご連絡いただきたいと思います。みなさんの意見を含めて、改めて素案を整理して進めていきます。また、必要に応じてみなさんに配布し確認をしていきます。

資料2はパブリックコメント用の資料になります。ジレンマでもありますが、できるだけ薄い資料でないとい一般の市民の方々に見ていただけないのではと思います。図表を多用して一目瞭然で分かるような作りをする必要がある一方で、できるだけ素案の内容も落とさたくない。どの辺に兼ね合いを持っていくかというところが難しいだろうと思います。説明を聞いて、もっと内容を増やさなければいけないという指摘もありますが、できればこういうところを削ってもっと薄くできるのではという意見を是非いただきたい。さらにコンパクトにできるのではないかと意見ををお願いします。

※事務局より資料2について説明があった。

本間会長：資料2についてのご意見・確認、如何でしょうか。

湯川委員：どういう方法で市民の方に周知徹底するのか伺いたい。

事務局：広報まちだやホームページで、いつからいつまでこの場所でこういう資料を置いていますというアナウンスはさせていただきます。

本間会長：他にご意見は如何でしょうか。中はカラーですか。

事務局：白黒で考えています。

向井委員：普通の人が見たらコメントしようがない。どういうところにコメントが欲しいかとか、一般市民はコメントのしようがないでしょう。困ったら特養には入れるのか、認定がおかしいのではとかの質問が多いのでは。何らかの工夫が必要でしょう。

本間会長：前回3年前に計画を作った時にもパブコメをやっており、特養が足りないという意見や認定に関するクレームは含まれますが、かなりの数の意見が出てきました。全てが的を射た指摘・質問ではないですが、かなりの分量でした。

事務局：どこまで削ればいいのかというところにポイントはありますが、関係する方々は意外と見ていただけています。市民の方がという点では、保険料についての質問は出てきますが、事業については事業所などからの質問が多くきます。

竹内委員：もっと関心を持っていただくなれば、白黒よりはカラーで提案された方がより市民は関心を持って、図表などを見るのではないのでしょうか。

本間会長：ご指摘のとおりです。この時代ですから。

事務局：見せ方もそうですが、重要なところは内容で、どういうところでご意見をいただきたいかを含めて、パブリックコメントの素案についても考えていきたいと思えます。

竹内委員：配付部数はどれくらいでしょうか。

事務局：正確な部数は出していませんが、それぞれの場所で合計 100 部は超えると思えます。

事務局：市の基本計画でも同じ質問がでました。カラーでお出しすることは可能です。市民の方に手にとって貰う、関心を持って見て貰える方がどれくらいいるのか。カラーになったから関心を持ってもらえるという訳ではないと思えます。閲覧用にカラーを 1 部置くことは可能ですが、全部数をカラーにすることは難しいと思えます。

向井委員：広報まちだで 3 回続けてエッセンスを出していくとか。広報まちだは結構見ておられる高齢者が多いです。広報まちだを上手く使われるといいかなと思えます。

本間会長：介護保険事業計画特集号ですか。広報まちだ臨時号とか。

事務局：広報でも特集を打ちたいとは思いますが、今までのパブリックコメントではせいぜい割けて 1 ページ位で、広報との調整はしていきますが、特集号として組むということは難しいと思えます。

本間会長：予算の関係ですか。部数の問題もありますか。

事務局：予算の関係もあります。特集号では 1 回回数を増やすということになりますので莫大なお金がかかります。基本計画でもできませんでしたので、難しいと思えます。ある程度のページは割いてくださいという要望は出しますが、なかなか厳しいという状況です。

向井委員：特集とか 1 ページ割くとかということではなく、お金のかからない範囲で重要な PR をしていくというイメージです。

本間会長：どういう風に出すかという議論も必要でしょう。本当はカラーの特集号を作れるといいのですが。パブリックコメント用の資料のイメージでもカラーだと違ってきます。事務局のセンスにお任せして、検討願います。

細かいところですが、資料 1 も資料 2 も本文の書体と表の中の書体が違う。資料 2 では表の中でもゴシックになっていたりそうでなかったりしています。統一されるということでしょうか。表の中は明朝、本文は何々という風に決めてあるのですか。

事務局：第 5 期の計画書では本分が丸文字、表の中はゴシックとしており、資料 2 は統一させていただきます。第 5 期の計画書を踏襲するならば、本文と表では違うフォントになります。

横山委員：11 月 23 日（日）の会場はどこにあるのでしょうか。

事務局：町田市庁舎の 2 階にあります、おうえん広場です。

横山委員：今までに市民説明会は何回やられたのでしょうか。

事務局：事業計画のパブリックコメントの市民説明会は 1 回を予定しています。事業計画毎に 1 回を実施しています。

横山委員：自分が身近にどうなるのか、どこに連絡すればいいのかを意外と分かっていないので、そういう Q & A を設けたらいいでしょう。相談場所の情報や緊急時の対応など、身近な生活に直結した案内が重要だと思います。Q & A の中に入れられたらいいのではないのでしょうか。

本間会長：如何に啓発を進めていけばいいかというご指摘です。

事務局：70歳以上の一人暮らしの方、75歳以上の高齢世帯の方には案内という形で、「皆様、お変わりありませんか」という冊子で9月に民生委員の方に各戸を回っていただいています。その中で高齢者支援センターの位置・連絡先等をお知らせしています。また、一昨年「高齢者のための暮らしのてびき」をお配りしています。そういった中で必要な情報を周知・啓蒙はしています。

新沼委員：民生委員が訪問して配付させていただいており、直接事情をお聞きしています。みなさん関心を持って見てくださっています。最後のページには高齢者支援センターの一覧が入っています。また自分の病気・薬・かかりつけ医など、様々な情報を記入するページがあり、記入して掲示してもらうように周知・徹底しています。

湯川委員：計画は2025年を見据えたもので、資料2の推計は2040年と書いてありますが、このような細かい数字は無意味であり、2025年で打ち切ってもいいのではないのでしょうか。

齊藤委員：介護保険料の見込みについてのページ、第2号被保険者の保険料で、これを見ただけではどこからどこまでが1割負担でどの辺が2割なのかがよく分かりません。年金が下っており、ただ保険料等は上がっていくということで、生活が困窮していつているということを訪問してよく言われます。必要なサービスを2割負担になると制限されるケースも結構増えてくるのではないかとということが心配です。収入があるからといってお金があるとは決して言えないため、高齢者としてはその辺が一番心配な点です。もう少し分かり易く、収入に応じた保険料の説明を考えて欲しい。

本間会長：介護保険料の財源構成などの図表は、介護保険の知識がない人が見て分からない。文章だけでなく、図表も中学生が見ても分かる位でないといけない。

事務局：分かり易い表現、紙面を含めて対応させていただきます。

岩本委員：資料は印刷して配布でしょうか。ホームページで見ることはできないのでしょうか。

事務局：パブリックコメントはどのようなものなのかは最後に説明させていただきます。配付、及びホームページで見ることができます。詳細は事務局から説明させていただきます。

本間会長：資料2についてはもう少し分かり易くすることが必要ということです。また、表というのはなかなか見ないので、ひと目見て分かるようになっている方が望ましい。可能であればカラーで。

3. 事務局より

※事務局よりパブリックコメントに関して説明があった。

本間会長：資料の配付場所に高齢者支援センターが入っていないというのは、普通の人あまりふらっと入ってこないからということですか。

事務局：パブリックコメントについては市の方で要綱が定められており、それに則って行っています。配る方法・場所等が決まっています。

本間会長：高齢者支援センターも入れてもらった方がいいでしょう。介護保険事業計画だから。

事務局：高齢者支援センターにも置ける方向で考えます。

次回、第5回審議会は、12月18日（木）17時30分からを予定しています。
パブリックコメント・市民説明会・審議会でいただいた意見を反映して、第3回までで審議し尽くせなかったところを含めて、審議をしていただきます。
今後の予定：11/23 市民説明会、12/18 第5回審議会、1月末に第6回審議会（最終答申）

事務局：市民説明会では審議会から市民に説明する形です。説明者として委員の方々に出席していただきます。

4. 閉会

以上